

# 『平家物語』の中の佐竹氏記事について

佐々木 紀 一

## 一、『平家物語』の佐竹氏

文治五年の奥州合戦まで源頼朝に敵対した佐竹一族については、現在一般的な覚一本『平家』巻四「源氏揃」に、

信濃の国には(中略)岡田冠者親義(中略)常陸国には(中略)佐竹冠者昌義、其子太郎忠義、同三郎義宗、四郎高義、五郎義季<sup>1)</sup>とあり、物語で寿永二年十月の事とされる巻八「征夷大将軍院宣」では頼朝の言葉に、

奥の秀衡が陸奥守になり、佐竹四郎隆義が常陸介になて候とて、頼朝が命にしたがはず、いそぎ追討すべきよしの院宣を給はるべう候

と、佐竹氏との敵対を示唆するだけである。『平家』諸本中にはそれを具体的に言及する本があり、『源平闘諍録』には治承四年十一月、佐竹太郎忠義が足利俊綱を語らひ謀反を企てた後、梶原景時により一人拉致され、頼朝の命で常陸大矢橋に於いて斬首されたとし、延慶本では、

イ、(養和元年)四月廿日、兵衛佐頼朝ヲ可奉誅之由、常陸国住人佐竹太郎隆義カ許へ、院庁御下文ヲ申下タル、其故、隆義カ父佐竹三郎昌義、去年ノ冬、頼朝ガ為ニ誅戮之間、定テ宿意深カルラム由来ヲ尋テ、平家彼ノ国ノ守ニ隆義ヲ以申任ス、依之、隆義、頼朝ト合戦ヲ致シケレトモ、物ノマネト散々ト被打落<sup>2)</sup>テ、隆義奥州へ逃籠ニケリ<sup>3)</sup>

と、養和元年の頼朝佐竹合戦を持つ。

所がこの僅かな記事の当事者にも異同があり、実は特定出来てゐないのである。即ち延慶本の「源氏揃」では、

信乃国<sup>4)</sup>岡田冠者親義子、岡田太郎重義、(中略)常陸国<sup>5)</sup>(中略)左竹冠者昌義、同太郎義季<sup>3)</sup>

とあるが四部本では、

信濃国<sup>6)</sup>岡田冠者親義子、岡田太郎重義、(中略)常陸国<sup>7)</sup>(中略)佐竹冠者昌義、<sup>4)</sup>太郎忠義、<sup>4)</sup>郎義宗、同<sup>4)</sup>四郎隆義、同<sup>5)</sup>五郎義季<sup>4)</sup>

と、昌義子の排行が異なり、延慶本の「征夷大将軍院宣」では寿永二年九月のこととして、

折節聞書到来、兵衛佐是ヲ見テ、ヨニ心ヘスケニ思テ、秀衡ガ陸奥守ニ成サレ、資職ガ越後守ニ成サレ、忠義ガ常陸守ニ成テ候トテ、頼朝カ命ニ不随ニ候モ無本意ニ次第二候ヘハ、早ク彼等ヲ可追討之由、院宣ヲ被下候ヘシ<sup>5)</sup>

とあるから、治承四年頼朝に討たれた人物が昌義・忠義、その後、常陸介に任じられた人物が忠義・隆義とあつて一定してゐないのである<sup>6)</sup>。佐竹氏の場合、同時代史料が僅少且つ混乱して同定が困難な事情があるが、未紹介の記事も利用して『平家』の混乱を正さうと試みるものである。

二、『東鏡』の佐竹合戦

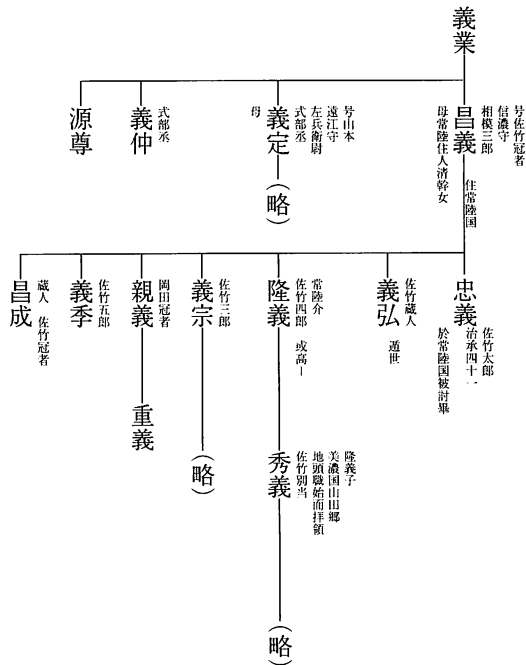
一挙兵以降の頼朝と佐竹氏との敵対を記録するのが『東鏡』であるが、先の『平家』の齟齬を解決しない。『源平闘諍録』の忠義誅殺に対応する治承四年十一月の記事では、十月の富士川合戦後、平家を追ひ上洛する様命じた頼朝は、

常胤・義澄・広常等諫申云、常陸国佐竹太郎義政并同冠者秀義等、乍相率数百軍兵、未帰伏、就中秀義父四郎隆義、当時従平家在京、其外驕者猶多境内、然者先平東夷之後、可至関西云々（治承四年十月二十日条）

と、東国の治定優先を有力武士に進言され、早速二十七日に「進発常陸国給、是為追討佐竹冠者秀義也」（同日条）と秀義討伐の為、常陸国府に進発するが、親の四郎隆義が在京中の冠者秀義が抗戦派で、上総介広常に勧められて国府に参向した「太郎義政」は大矢橋上で騙し討ちに会つたとされる（十一月二日条）。金砂城に籠城してゐた秀義は同日の攻撃を天険により防いだものの（四日条）、翌日「秀義叔父藏人」の内応により、落城し（五日条）秀義は花園に逃亡（六日条）、七日条には「殊有勲功」のあつた熊谷直実等に恩賞が約束されたとあり、八日条には佐竹氏領の配分、逃亡後捕縛された家人に対する処置も行はれたとある。謀計により佐竹の本拠地を僅かな日数で落城させた事になるが、大矢橋の犠牲者「太郎義政」は『平家』に見えず、『東鏡』では以降の佐竹氏との合戦、佐竹氏の常陸介任官記事は見えず、物語の齟齬を正せないのである。

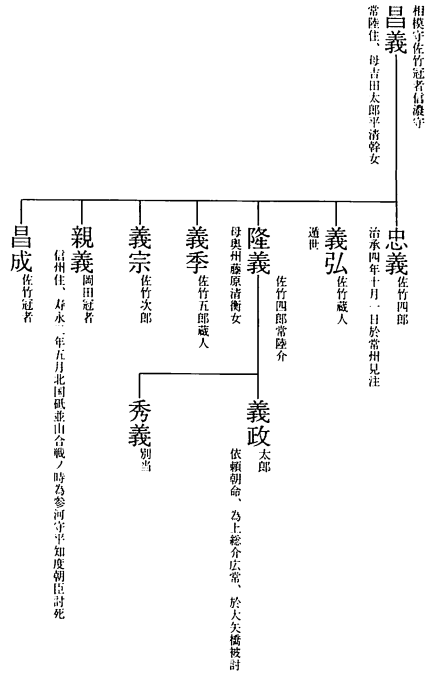
三、佐竹氏系図の異同

今一つ当該期の佐竹氏の事績を究明する史料となるのが系図で、比較利用される『尊卑分脈』では、



と、治承四年十一月に討たれたのは忠義、常陸介任官者は隆義として、義政は掲載されない。所が他にも佐竹系図は複数存してをり、その中で『清和源氏系図』・戸村本・『系図纂要』「清和源氏十五」<sup>8)</sup>では義政を隆義の子として釣り、『系図纂要』では忠義を金砂城合戦での戦死と作る。

(戸村本)



金沢正大氏は大矢橋で討たれた人物を義政とし<sup>9)</sup>、戸村本に佐竹隆義母が藤原清衡女である事から、両者が提携して頼朝に対抗したと推定してゐる。奥州藤原氏との縁戚は義業が清衡後家を娶つたとあり<sup>10)</sup>、常陸平氏との縁戚も義光と繁(重)幹の提携が知られ<sup>11)</sup>、『源平闘諍録』には忠義が頼朝を討つべく動員した武士に常陸平氏が見えるから<sup>12)</sup>、系図の縁戚記事と符合するが、佐竹氏の系図間の異同も大きく、耕山寺本は『佐竹家系譜』に「旧本諸系図ト違却アリテ、誤甚多シ、一向□採用ユヘキ所ナシ」と評価され<sup>13)</sup>、戸村本も近世初期の成立であるから<sup>14)</sup>、その史料価値が問題とならう。然るに各種佐竹系図の中で史料価値が高いのが北酒出本『源氏系図』である。

#### 四、北酒出本『源氏系図』の佐竹氏系図

北酒出本は美濃山口郷を承久乱の勲功として与へられた、佐竹季義(秀義子)より出た北酒出氏が伝来した清和源氏系図で、『佐竹家系譜』では清音寺本の抜粹とするが寧ろ逆で、南北朝期頃の成立と推定される指摘される清和源氏系図部は、『尊卑』よりも古態を有し、記事も比較的正確である事を考証してきた<sup>15)</sup>。その略本である上御靈神社所蔵系図、及び近似する寛永七年写の耕山寺本『佐竹系図』<sup>16)</sup>の問題部分は論末の通りである。

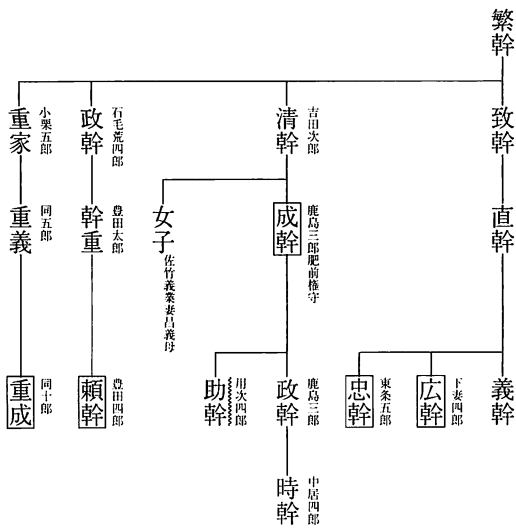
『尊卑』(戸村本も常陸介・甲斐守の官途を持つ)では義光に「常陸介、甲斐守、従五上、左兵衛尉、右馬允、刑部少輔、左衛門尉、刑部丞」、耕山寺本も「甲斐守」とするが、受領歴は未確認である。確実な経歴は義家の救援の為、寛治元年陸奥に下向し、左兵衛尉を解官され<sup>17)</sup>、以後康和四年に刑部丞<sup>18)</sup>と見えるが、天永二年には前官となつて<sup>19)</sup>、以降永久二年(一一四)七月に「前刑部丞源義光」<sup>20)</sup>・同十二月に「刑部大夫」<sup>21)</sup>とある。その最期の記事は「後拾遺往生伝」を利用してゐるが、「入道前刑部丞源義光」<sup>22)</sup>とあり、『佐竹家系譜』「義光」が指摘する通り、刑部丞が極官であつたと見られ<sup>23)</sup>、北酒出本が正しい。問題箇所に限れば『尊卑』・戸村本では排行に混乱があり、且つ佐竹藏人は義弘<sup>24)</sup>と昌成の二人存したが、北酒出本では義季一人と整理されてゐる。

北酒出本に山僧の雲義阿闍梨を釣るが、該当人物を確認出来<sup>25)</sup>、北酒出本の覚義の注「天仁二正、義忠死後不閉行方」は、源義忠暗殺を義光と園城寺の快誉兄弟の陰謀とする『尊卑』の記事に照合する事が

注目される<sup>26)</sup>。北酒出本に一定の評価が可能な訳であるが、同本に藤原清衡女の所生を義弘とし、義宗の母を常陸国住人平扶幹女とする事<sup>27)</sup>は、先の戸村本が清衡女所生を四郎隆義とし、耕山寺本が義宗の母を「時幹女」とする記事に近いが、微妙に記事の相違がある。

従つて戸村本、耕山寺本と北酒出本の相違記事の何れか正しいか問題となる。義宗の外祖父は何れにしる常陸平氏の一員と思はれるが、『常陸大掾系図』<sup>28)</sup>・妙本寺本『平氏系図』<sup>29)</sup>から該当人物を拾へば、清幹曾孫の時幹では世代が合はず<sup>30)</sup>、同孫で同訓の助幹は北酒出本の人物に比して世代的に必ずしも無理ではないが、同人の実在確認が必ずやたらう。

(常陸大掾系図略)

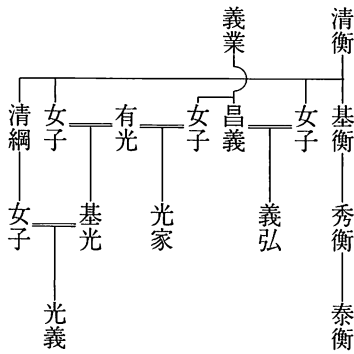


但し後掲する様に昌義は無官であつたと推定されるのに対し、戸村本・耕山寺本では国守に任ぜられたとする事<sup>31)</sup>、義弘・義心を住信州とする注は、『平家』「源氏揃」に信濃の源氏とされる、隣の岡田親義の注であつたと考へられ<sup>32)</sup>、戸村本に治承四年十月一日に忠義が殺害されたとある記事は対応する史実が無く、親義の戦死記事は『源平盛衰記』巻二十九「砺波山合戦」の記事を承けてをり、耕山寺本で大矢橋での忠義の死を合戦とするのも『東鏡』「闘諍録」と異なる事から、近似記事については戸村本・耕山寺本は後出で、北酒出本を優先するべきと考へる。

### 五、佐竹一族の同定

北酒出本でも『東鏡』の太郎義政は見えず、改めてその実在が問題となるが、『佐竹家系譜』「忠義」は「東鑑ニ太郎忠義ヲ誤テ義政トス、此誤ニ依テ歟、大系図ニハ秀義ノ兄ニ義政ヲ記ス」と太郎義政を誤解とするのが正しいであらう。昌義を政義<sup>33)</sup>、更に義昌と作る中世系図の有る事からすれば<sup>34)</sup>、これは佐竹昌義を指し、『東鏡』は延慶本・四部本と同じく、治承四年十一月に討たれた人物を昌義と解したと筆者は推定する。但し昌義の生没年は未確認であり、中世東国の伝承では「佐武冠者」が康和五年(一一〇三)に板東で謀反を起こし源義国が足利に下着したとあり<sup>35)</sup>、佐竹氏では、

八幡太郎義家御子ノ三男ニ式部大夫義国、康和年中ニ常陸佐竹ノ冠者昌義可有追討ノ時大將軍トシテ下野国足利庄太郎基綱ノ所御下着有後、基綱ノ息女御最愛、御子御座云々、(嫡義重、新田殿祖、次男



御当家、祖、義康云々、然、数度、戦、和睦、云々  
 頼朝、不順、ヨツテ如此、義在之、日本紀、モ可有之云々<sup>36)</sup>  
 とこれを昌義とし、更に源義親の謀反への与同と説明する伝承もあるが<sup>37)</sup>、中村光得の『佐竹家譜』の考証の通り時代が合はない。治承四年(一一八〇)に四男の子の秀義が成人してゐた事を勘案して、昌義を当時五十歳前後と仮定すると、その誕生は天承元年(一一三一)前後となる。しかし北酒出本は「長和二年(一一〇一)三<sup>38)</sup>と作るものの、父の義業が『佐竹家系譜』「義業」の考証通り、長承二年(一一三三)に五十七歳で没したとする注記に従ひ、大治三年(一一二八)に七十歳で没した<sup>39)</sup>藤原清衡の女を昌義室とする北酒出本に従ふと、その誕生年を遡らせた方が妥当であらう。

北酒出本・『尊卑』によれば藤原清衡・源義業の婿<sup>40)</sup>とされ、昌義の同世代にあたる石川有光は大石直正氏により十二世紀前半の人物と考証され<sup>41)</sup>、福島岩法寺五輪石塔銘<sup>42)</sup>によれば、その子基光は治承五年頃の没の可能性がある。

以上から昌義が十二世紀前半の早い年の生まれと推定する事に無理がなく、仮に『尊卑』・延慶本に三郎とある事から比較的晩年の子としても<sup>43)</sup>、治承四年当時は高齡であつたと推定されるのである<sup>44)</sup>。更に昌義が大矢橋で討たれたとすると忠義が宙に浮く事もあり、目下筆者は北酒出本系図に従ひ、治承四年源二位頼朝に大矢橋で討たれた人物は太郎忠義、常陸介任官者は四郎隆義、藏人は五郎義季とし、昌義は承安四年以後、治承四年以前に没したと推定するのである。

但し陽明文庫蔵『勘例』「土人任其国守例」<sup>45)</sup>に、  
 治承五年八月除目

陸奥守藤原秀衡〔同国土人〕、越後守平助職〔同国土人〕

寿永元年十二月除目

常陸介源隆義〔同国住人云々、勲功賞〕

よりすると、隆義の任官は『平家』・北酒出本の記す養和元年ではない。既に金沢氏・野口実氏<sup>46)</sup>が指摘するが、治承四年十一月以降も佐竹氏は隆義を中心に頼朝に敵対してをり、『玉葉』養和元年二、四月<sup>47)</sup>に頼朝と佐竹氏の合戦の風聞が載せられてをり、寿永二年十月九日条に抛れば、

静賢法印来、談世間事等、頼朝進使者、忽不可上洛云々、一ハ秀平隆義等、可入替上洛之跡

と依然無力化されてをらず抵抗が続いてゐた事、偽文書と指摘される<sup>48)</sup>『東鏡』所収文書の、

熊谷二郎直実者、匪励朝夕恪勤之忠、去治承四年追討佐竹冠者之時、殊施勲功、依令感其武勇給、武藏国旧領等停止直光之押領、可領掌之由被仰下、而直実此間在国、今日令参上、賜件下文云々

下 武蔵国大里郡熊谷次郎平直実所

定補所領事

右件所、且先祖相伝也、而久下権守直光押領事停止、以直実為地頭之職成畢、其故何者、佐汰毛四郎常陸国奥郡花園之楯籠、自鎌倉令責御時、其日御合戦、直実勝万人前懸、一陣懸壞、一人当千、頭高名、其勳賞、件熊谷郷之地頭職成畢、子々孫々永代不可有他妨、百姓等宜承知、敢不可違失故下

治承六年五月卅日（寿永元年六月五日条）

が寿永元年の花園での戦闘を示唆する事からも、寿永元年十二月の平家の拳任は不自然ではなく、『勘例』に従ふべきである。北酒出本の注記と『平家』が共に誤つた史料に基づいてゐる可能性が考慮出来る。

佐竹氏は文治五年の奥州合戦の際、頼朝に帰順するが、『東鏡』では、令立宇都宮給之处、佐竹四郎自常陸国追参加、而佐竹所令持之旗、無文白旗也、二品令咎之給、与御旗不可等之故也、仍賜御扇（出月）於佐竹、可付旗上之由被仰、佐竹随御旨付之云々（文治五年七月二十六日条）

と四郎隆義になるが、佐竹氏の史料では前述した通り隆義は既に故人で、別当秀義になる<sup>(49)</sup>。これは決し難いが、以降も奥州で頼朝に敵対したのが佐竹太郎忠義の子とされる事が注目される。

称故佐竹太郎子息等、有泰衡同意之者、合戦敗北之時、逐電訖、守路次宿々、可擲進者<sup>(50)</sup>

『尊卑』には忠義の子孫が見えないが、北酒出本に国分義弘が釣られる。一族に同諱の人物が存在するのは流石に不審であるが、応永年間

義広』が書かれ、北酒出本独自の記事ではない。『佐竹故譜』は弟を忠義が養つたとするが、この義弘が藤原清衡の血を引く事を考へると、先の『東鏡』の記事を説明する可能性がある。奥州藤原氏と血縁のある奥羽武士の一族間で、この時、帰趨を巡つて分裂のあつた事を北酒出本の石川氏の例から指摘されるが（前掲大石氏論・拙稿①）、同様の事例であらう。

#### 六、雅楽助義宗と兵衛尉義宗

以上、源平合戦時の佐竹一族の同定は困難を極めたが、北酒出本による確かな佐竹氏に関する知見は別にある。同本の注記に昌義は無官で（『尊卑』も同）、義宗が雅楽助とあるが、『吉記』承安四年（一一七四）三月十四日条に、

入夜静賢法印来、蓮華王院御領常陸国中郡庄下司経高濫行事、付泰経朝臣奏聞之处、成序下文、遣召使一人□□□竹冠者昌義、同男雅楽助大夫義宗、在序等、相共不日可召遣、彼朝臣可致沙汰之处、常州為知行人、仍予可致沙汰□□由被仰下云々

とある事と照合した<sup>(52)</sup>。また義宗子孫の阿波守義信の实在は確認出来る<sup>(53)</sup>。

さうして北酒出本の秀義・義清の室に「雅楽助義宗女」とある事からも、佐竹義宗は雅楽助が極官と考へられるが、従来、この佐竹義宗を千葉常胤と相馬御厨の支配権を争つた人物と同定する見解があつた。東国荘園の支配構造、武士の主従関係の展開の史料として従来注目を浴びてきた同厨だが、平治乱後の源義朝の失脚に付け込み、下総

国司藤原親通子親盛よりの公験讓渡を口実に、相馬御厨下司職を獲得した<sup>(54)</sup>源義宗を、西岡虎之助氏が最初に佐竹義宗と推測し<sup>(55)</sup>、以降の諸氏もそれを受け、福田豊彦氏は平家の庇護を想定し<sup>(56)</sup>、野口実氏は義宗の経歴を明らかにし、「源氏の一門として中央に一定の地歩を築き鳥羽院と近い関係にあった」<sup>(57)</sup>とする。即ち久安五年（一一四九）の臨時賞に

左兵衛少尉正六位上源義宗〔去比、於陣道搦犯人賞云々、女院侍長〕<sup>(58)</sup>

と見え、その後も祭の舞人として保元元年まで同官にあつた事が確認出来る<sup>(59)</sup>。その後永暦二年（一一六一）正月に「正六位上前左兵衛少尉」<sup>(60)</sup>とあるから、敘爵後、何らかの事情で兵衛府より諸司助に移つたとし、北酒出本は兵衛尉の官途を脱落したと説明するものであらう。しかし端的に北酒出本によれば、この二人は別人となる。『尊卑』の清和源氏頼清流の家宗子孫は義宗が重出する混乱があり、しかもその官職が記されない為、看過されてきたのだが、論末系図の右兵衛尉義宗が該当する。義宗の父や子孫は見当ててゐないが、傍線の人物は古記録に確認出来<sup>(61)</sup>、高僧家寛<sup>(62)</sup>の出自も本系図が明らかにするのである。

この兵衛尉義宗は『保元物語』にも登場した。京図本・古活字本には見えないが、崇徳院の讃岐流罪の件りで、宝徳本を見るに、

重成も此御ありさまを見進て、讃岐までの御伴と被定たりけれど  
も、兎角辞申て、兵衛尉能宗と申替て、重成都へ帰りけり（中略）  
御送の兵士上下三百人ときこえしを、国司季行痛申て、兵十余輩  
を相具て奉請取<sup>(63)</sup>

とあり、讃岐まで崇徳院を配送した人物「兵衛尉能宗」が見える。更に古態本を見るに内閣文庫蔵半井本では、

右衛門尉定宗ト云者アリ、讃岐へ御共シテ、国ノ請取ヲトテ急帰  
参セヨトゾ仰ケル、雑色「兵衛義永ト云人アリ、国マデ御伴セン  
ト勸ミ申バ、讃岐」国司季行朝臣人数ハイクラ程ト問ヘバ三百人  
ト申、叶マジトテ被留、又佐渡式部大夫重成ハ国マデノ御伴ニ指  
レタリケルガ固ク辞申ニ依テ鳥羽マデ御伴仕ル<sup>(64)</sup>

と諱が「義永」で異なり、結句伴は沙汰止となつたとあるが、通称に「雑色」とあるのが注目される。これが鎌倉本巻下「新院御遷幸事」には、重成聽て讃岐国迄、送奉へき由、被仰下けれ共、再三辞申ける上、雑色兵衛能宗御共可申由、依望申、可指遣にて有けるか、人数三百余人と聞えける間、祇候難叶き由、国司季行朝臣痛申依て、只国司の沙汰として可奉送由を仰下ル<sup>(65)</sup>

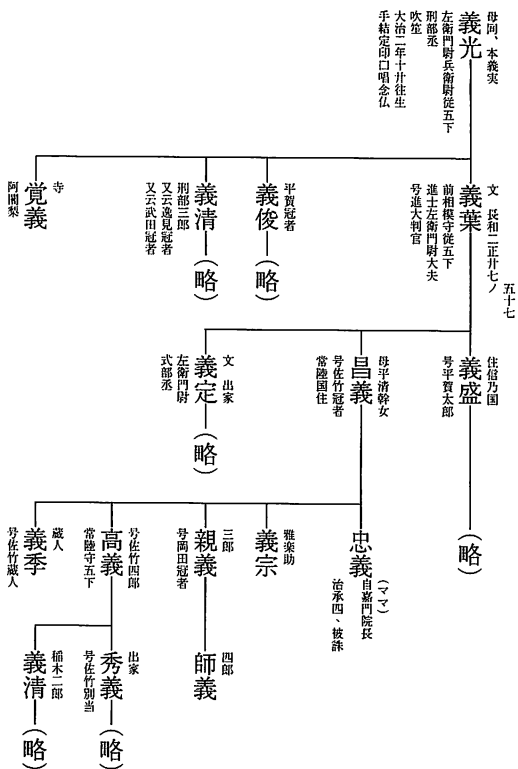
と、雑色兵衛能宗とあるが、「雑色」は北酒出本の義宗の官途に見えてをり、系図の人物と同定してよい。半井本・鎌倉本によればその共が三百人とあり、全て能宗の家人であると断定出来ないにしろ、依然、父祖家宗以来の京武者として<sup>(66)</sup>一定の従者を有してゐたのである。

藤原親盛との関係、源平内乱時代の同御厨の帰趨は不明であるが、佐竹氏が「常陸南部をとびこえて、下総北部に喰い込みつつあつた」<sup>(67)</sup>とする事は無理で、広常や千葉常胤が佐竹氏攻撃を頼朝に進言した動機に佐竹氏との敵対を推測する事も出来ないのである。

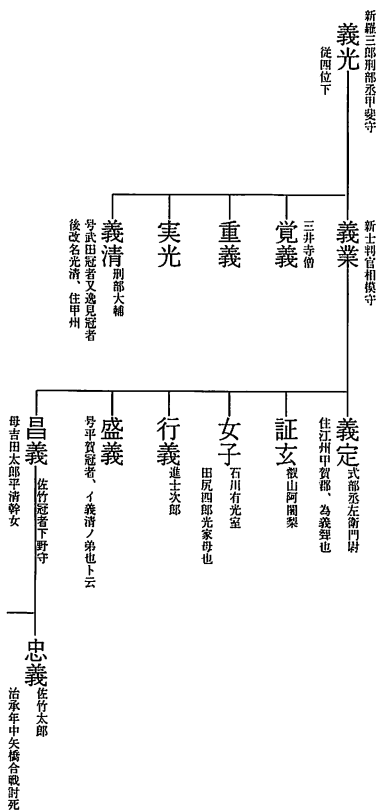




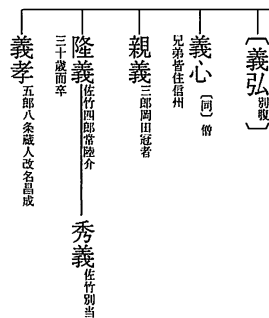
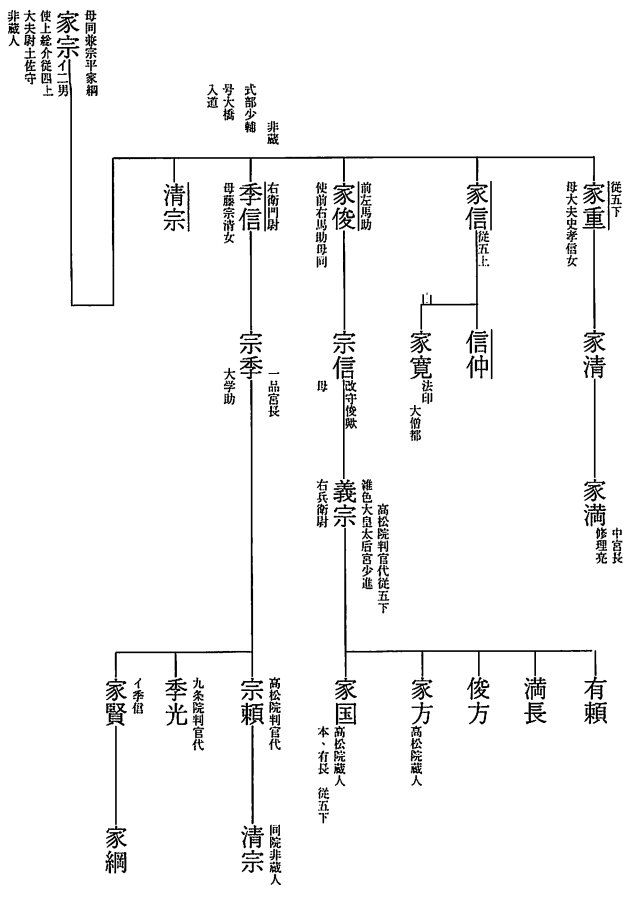
(御霊神社本佐竹氏部)



(耕山寺本『佐竹系図』)



(北酒出本家宗流)



注

- (1) 利用した本文は、延慶本は汲古書院の影印、寛一本は日本古典文学大系、四部合戦状本は大安の影印（巻四は水原一氏編）『延慶本平家物語考証 一』所収写本の影印、『源平闘諍録』は和泉書院の影印、『源平盛衰記』は勉誠社の古活字本の影印による。
- (2) 三本「頼朝与隆義合戦事」、四部本巻六「隆義院宣」は院宣を載せる以外は延慶本に近い。『盛衰記』巻二十七「頼朝追討庁宣」ではこの庁宣を秀衡に発給したとする。
- (3) 二中「頼政入道宮謀叛申勸事」
- (4) 長門本はほぼ同じ。盛衰記巻十三は傍線を「高義」とする。
- (5) 四「康定関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」
- (6) 延慶本四「平家一類百八十余人解官事」では常陸介隆義が寿永二年八月に解官されてゐる。
- (7) 新訂増補国史大系による。秋田県立公文書館蔵佐竹文庫（宗家蔵の中院本『佐竹系図』は『尊卑』に同じ。以下、所蔵者の断りがない場合、佐竹系図各本は秋田県立公文書館佐竹文庫蔵である。各系図の成立と性格については、拙稿『神明鏡』伝本の整理と成立について（下）』（『国語国文』六十九ノ二、平成十二年二月）参照。
- (8) 前二書は続群書類従、後者は名著出版の翻刻による。
- (9) 「治承・文治大乱に於ける佐竹源氏―治承・寿永内乱から奥州兵乱へ―（Ⅰ）・（Ⅱ）」（『政治経済史学』一七六・一七七、昭和五十六年一・二月）
- (10) 『長秋記』大治五年六月八日条（増補史料大成）。
- (11) 『永昌記』嘉承元年六月十日条（増補史料大成）。
- (12) 後掲の常陸平氏系図で囲みの人物。猶、豊田頼幹は中条家蔵『桓武平氏諸流系図』（山形大学附属図書館の電子資料による）より補なつた。
- (13) 『群書類題』の同系図の解題（萩原龍夫氏）にも誤りが指摘される。
- (14) 『群書類題』の同系図の解題。
- (15) ①「北酒出本『源氏系図』の史料的価値について」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』二十七、平成十二年三月）、②「溢れ源氏考証（上）」（『米沢国語国文』二十九、平成十二年六月）・③「矢田判官代在名・大夫房覚明前歴」（『米沢史学』十七、平成十三年十月）、④「溢れ源氏考証（下）」（『米沢国語国文』三十三、平成十四年十二月）。⑤「長楽寺『源氏系図』成立試論」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十三、平成十八年三月）・⑥「信濃井上氏の成立と展開」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十二、平成十九年一月）・⑦「溢れ源氏考証補闕」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十四、平成十九年三月）・⑧「頼朝流離時代困窮の虚実―吉見系図』の史料的価値一考―」（『米沢国語国文』三十七、平成二十年十二月）
- (16) 続群書類従所収。〔 〕は同系の『佐竹南系図』（国文学研究資料館史料館22K・1）により補なふ。『佐竹南系図』も大矢橋を矢橋と誤る。

- (17) 『大府記』寛治元年八月二十九日条(『大日本史料』三ノ一、寛治元年九月二十三日条所収)・『本朝世紀』同九月二十三日条(新訂増補国史大系)。
- (18) 『殿暦』康和四年二月三日条(大日本古記録)。
- (19) 『殿暦』天永二年九月二十四日条。
- (20) 『寺門伝記補録』二所収「源義光処分状写」(『平安遺文』補四〇)。
- (21) 『殿暦』永久二年十二月二十九日条。
- (22) 日本思想大系『往生伝 法華験記』による。
- (23) 仁和寺本『古系図集』(尊経閣文庫蔵「帝系系図」)では「兵衛尉」・「刑部丞」、書陵部蔵『源氏諸流系図』でも「刑部丞」のみ。
- (24) 『中右記』永長元年二月二十三日・承徳二年十二月二十三日条に見える蔵人源義弘の誤解か。
- (25) 『門葉記』十一、「七仏薬師法」一、久安三年六月十七日、長寛二年七月二十一日条。『大正新脩大藏経 図像編』による。
- (26) 北酒出本の義忠には「天仁二二三」、為郎従鹿嶋三郎被殺害了、同五日卒去、廿三」と注記がある。
- (27) 清音寺本では快幹とするが(『佐竹家譜』も快幹とする)、扶幹の誤読であらう。
- (28) 続群書類従。猶『常陸大掾伝記』(続群書類従)には見えない。
- (29) 『千葉県の歴史 資料編 中世三』所収。
- (30) 父の鹿島三郎政幹は治承から建久元年に事績が見える(『東鏡』養和元年三月十二日条・建久元年十一月七日条)。
- (31) 長楽寺本『源氏系図』(『群馬県史 資料編五 中世一』)・妙本寺本『源氏系図』、甲神社本『清和源氏系図』、長山本・酒出本も下野守とする。甲神社本『清和源氏系図』は室町末期写一帖。足利將軍家は義輝、関東公方は義氏、佐竹氏は義重の子の「御曹子」、後北条氏は氏直まで釣る。
- (32) 酒出本(佐々木倫朗氏「秋田県公文書館所蔵「古本佐竹系図」に関する一考察」(『中世武家系図の史料論』下)に翻刻がある)・長山本・清音寺本に「住信濃」とあり、現在所在不明であるが、梅江斎禅哲筆の北本『佐竹系図』では親義は源義賢の婿となり、信濃に移つたとする(北本は未見の為、引用する『佐竹家系譜』に拠る)。
- (33) 甲神社本『清和源氏系図』。
- (34) 長楽寺本『源氏系図』・妙本寺本『源氏系図』・内閣文庫蔵『築田系図』。
- (35) 『永享記』(続群書類従)・蘆雪本『御成敗式目抄』(池内義資氏編『中世法制史料集別巻 御成敗式目註釈書集要』(温故堂本)・達蔵司本も同じ。後二本は京都大学総合博物館蔵の池内氏寄贈の紙焼による)・『塵荊鈔』八「源家之事」(古典文庫)・『築田系図』には「八幡太郎義家之三男義国、十三之御年佐竹之冠者義昌御追討上大将軍之蒙勅証」とある。
- (36) 酒出本。長山本・小瀬本・藤沢道場本『佐竹系図』にも同文あり。
- (37) 水戸八幡光明院本『佐竹代々記』、高貫寿福院蔵『佐竹紹図并物語』(東大史料編纂所蔵謄写本による。猶編纂所蔵の色川本『佐

- (38) 竹系図』所収の『義光以往之紹図』も同じ。  
『佐竹代々記』・藤沢道場本も同じ。義業は永久三年(一一一五)に正六位上、文章生として見え(『除目大成抄』)、『御産部類記』所収『中右記』天治二年(一一二七)六月十六日条に「左衛門尉檢非違使」(圖書寮叢刊)とあり、天承元年(一一三一)正月まで事跡が確認出来る(『長秋記』同正月三日条。また『本朝世紀』久安二年(一一四六)十二月二十四日条の「右兵衛尉源義言(白河姫宮長、故義業男)」の義業を仮に当該人物としても齟齬はない。
- (39) 『中右記』大治三年七月二十九日条。  
『酒出本は義業の女子に「石川有光ノ室、田尻四郎光家母也」と釣る。
- (40) 『治承・寿永内乱期南奥の政治的情勢』(豊田武博士古稀記念会編『豊田武博士古稀記念 日本中世の政治と文化』所収)  
『福島県史』七所収。拙稿①参照。
- (41) 北酒出本では昌義と盛義を共に太郎とする不審があるが、盛義は義光子とする記事がある(『殿暦』永久二年十二月二十一日条)。更に昌義の兄弟の義定は仁平三年(一一五三)に左兵衛尉と見え(『兵範記』仁平三年十一月二十六日条)、『源氏諸流系図』では永暦元年(一一六〇)に卒してゐる。
- (42) 秀義は北酒出本に嘉祿元年(一二二五)の卒とあり、享年七十五歳とする『佐竹故譜』、『佐竹代々記』や小瀬本・藤沢道場本『佐竹系図』に従へば、仁平元年(一一五二)の誕生、隆義は『佐竹故譜』に寿永二年五月に六十六歳で卒したとある記事に従へば元永元年(一一一八)の誕生となり、時に昌義を二十歳前後と仮定すると康和元年(一〇九九)前後の誕生となり、更に高齡となる。
- (43) 『青森県史 資料編 古代一』所収。  
『坂東武士団の成立と発展』第三章一(一)「常陸国」
- (44) 養和元年二月二日条・四月二十一日条・八月十二日条(圖書寮叢刊)。
- (45) 八代国治氏『吾妻鏡の研究』第七章其五「偽文書の採録」  
『源威集』下「八、泰衡征伐の事」(平凡社東洋文庫)。佐竹系図は全て秀義とする。
- (46) 『東鏡』文治五年十一月十六日条。  
黒田智氏「史料紹介 新羅明神記」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十一、平成十三年三月)
- (47) 『兵範記』嘉応元年正月六日条に従五位下に叙せられた源義宗あり。但し後述の雑色兵衛義宗の可能性もある。
- (48) 『民経記』寛喜三年五月十三日条(大日本古記録)。猶、『尊卑』では「義賢、或一資」「佐竹判官代、八条院判官代」とする。  
『平安遺文』三三二二・三三二四・三三二四三・『鎌倉遺文』六一四の『棟本文書』の各文書。
- (49) 『莊園史の研究』一、「坂東八カ国における武士莊園の発達」二二「源氏の莊園領有」二「源氏本宗の場合」
- (50) 『千葉常胤』第四「常胤の登場」一「相馬御厨をめぐる相論」。  
また同氏の『平安時代史事典』「源義宗」項参照。
- (51) 『中世東国武士団の研究』第二部第一章「十二世紀における東国
- (52) ば元永元年(一一一八)の誕生となり、時に昌義を二十歳前後と仮定すると康和元年(一〇九九)前後の誕生となり、更に高齡となる。
- (53) 『青森県史 資料編 古代一』所収。  
『坂東武士団の成立と発展』第三章一(一)「常陸国」
- (54) 養和元年二月二日条・四月二十一日条・八月十二日条(圖書寮叢刊)。
- (55) 八代国治氏『吾妻鏡の研究』第七章其五「偽文書の採録」  
『源威集』下「八、泰衡征伐の事」(平凡社東洋文庫)。佐竹系図は全て秀義とする。
- (56) 『東鏡』文治五年十一月十六日条。  
黒田智氏「史料紹介 新羅明神記」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十一、平成十三年三月)
- (57) 『兵範記』嘉応元年正月六日条に従五位下に叙せられた源義宗あり。但し後述の雑色兵衛義宗の可能性もある。
- (58) 『民経記』寛喜三年五月十三日条(大日本古記録)。猶、『尊卑』では「義賢、或一資」「佐竹判官代、八条院判官代」とする。  
『平安遺文』三三二二・三三二四・三三二四三・『鎌倉遺文』六一四の『棟本文書』の各文書。
- (59) 『莊園史の研究』一、「坂東八カ国における武士莊園の発達」二二「源氏の莊園領有」二「源氏本宗の場合」
- (60) 『千葉常胤』第四「常胤の登場」一「相馬御厨をめぐる相論」。  
また同氏の『平安時代史事典』「源義宗」項参照。
- (61) 『中世東国武士団の研究』第二部第一章「十二世紀における東国

- (58) 『本朝世紀』久安五年十二月二十二日条。  
 留任貴族と在地勢力」
- (59) 『本朝世紀』仁平三年三月二十九日条、『兵範記』久寿二年三月二十三日条、十二月十七日条、『為親朝臣記』同十二月十八日条(歴代残欠日記)、『兵範記』保元二年三月二十九日条。  
 『樸木文書』「源義宗寄進状案」(『平安遺文』三二二一、永曆二年正月)
- (60) ①家重は『尊卑』に「雑色、従五下、使、左衛門尉」とあるが、『殿暦』嘉承元年十一月二十日条に「使、左衛門尉」、「除目大成抄」の源家重の官職申文には藏人所雑色とある。更に舞人を務めた事は『中右記』康和五年十一月五日条に見える。②家信は『尊卑』に「従五下、右馬助」とあるが、『中右記』承徳元年四月十四日条に左馬助として見える。③家俊は『尊卑』に「左馬助、従五下、使、左衛門尉」とあるが、『中右記』長治二年三月十九日条に「左衛門尉」、「同」嘉承二年正月十九日条に檢非違使と見え、『殿暦』天永三年十一月六日条に「右衛門大夫」とある。舞人を勤めた事は『宮寺縁事抄』「臨時祭」の永長二年に見える(大日本古文書『石清水文書之五』)。④季信は『中右記』嘉保二年正月三十日条に右衛門尉として見える。⑤清宗は『尊卑』に「山城守、左衛門尉」とあるが、『中右記』嘉保二年七月三十日条に「左馬助」、「醍醐雜事記」四「大智院領」に「康和三年山城守源清宗免判成之」とある。⑥信仲は『尊卑』に左馬助とあるが、『中右記』保安元年四月三日条に「左馬権助」とある。
- (61) ①家重は『尊卑』に「雑色、従五下、使、左衛門尉」とあるが、『殿暦』嘉承元年十一月二十日条に「使、左衛門尉」、「除目大成抄」の源家重の官職申文には藏人所雑色とある。更に舞人を務めた事は『中右記』康和五年十一月五日条に見える。②家信は『尊卑』に「従五下、右馬助」とあるが、『中右記』承徳元年四月十四日条に左馬助として見える。③家俊は『尊卑』に「左馬助、従五下、使、左衛門尉」とあるが、『中右記』長治二年三月十九日条に「左衛門尉」、「同」嘉承二年正月十九日条に檢非違使と見え、『殿暦』天永三年十一月六日条に「右衛門大夫」とある。舞人を勤めた事は『宮寺縁事抄』「臨時祭」の永長二年に見える(大日本古文書『石清水文書之五』)。④季信は『中右記』嘉保二年正月三十日条に右衛門尉として見える。⑤清宗は『尊卑』に「山城守、左衛門尉」とあるが、『中右記』嘉保二年七月三十日条に「左馬助」、「醍醐雜事記」四「大智院領」に「康和三年山城守源清宗免判成之」とある。⑥信仲は『尊卑』に左馬助とあるが、『中右記』保安元年四月三日条に「左馬権助」とある。
- (62) 『玉葉』安元元年五月二十六日条に法印に叙せられた事が分かる。『尊卑』では宗寛とする。
- (63) 陽明叢書『保元物語』。同書所収の甲本に「よし」と振り仮名。
- (64) 下、「新院讚州二御遷幸ノ事」(未刊国文史料『保元物語(半井本)』と研究)の翻刻による)。彰考館本は「」部を脱落。
- (65) 下、「新院御遷幸事」。前注の彰考館本共に古典研究会編『保元物語』所収による。
- (66) 『扶桑略記』治暦四年五月二十四日条、同五年八月一日条にその活動が見える。北酒出本の家宗の注記の中、土佐守は『尊卑』に無いが、『水左記』承暦元年十月五日条に確認。
- (67) 網野善彦氏『日本中世土地制度史の研究』第一部第四章「常陸国」